

建設業を営むひとのための 建設業許可の手びき 別冊（平成 28 年 12 月）

1	解体工事業の追加等について……………	1
2	正誤表……………	10
3	様式…………… （平成 28 年 11 月建設業法施行規則改正関係）	26
4	有資格区分コード表……………	44

この「別冊」は、平成 27 年 6 月に静岡県建設事業協同組合連合会が作成した「建設業を営むひとのための建設業許可の手びき（申請・変更）」の記載内容に、

- 1 平成 28 年以降の制度改正
（解体工事業、資格、専任性を要する工事金額等）
- 2 建設業許可申請書等様式の改正
- 3 正誤表

を加え、かつ、各種表を添付したものです。

「建設業を営むひとのための建設業許可の手びき（申請・変更）」を参照しながら、御確認願います。

I 解体工事業の追加等について

1 解体工事業の追加（28→29 業種へ）

(1) 建設業法の一部改正について

平成 26 年 6 月 4 日の建設業法等の一部を改正する法律の制定及び平成 28 年 6 月 1 日の施行により、新たに「解体工事業」が新設されました。これにより、許可業種は合計 29 業種になりました。

平成 28 年 5 月 31 日以前		平成 28 年 6 月 1 日以降	
一式業種	2（土木、建築）	一式業種	2（土木、建築）
専門業種	26	専門業種	27（解体工事業を含む）
合計	28 業種	合計	29 業種

(2) 「解体工事業」の内容、区分、例示の考え方について

「解体工事業」の新設に伴い、国土交通省は、建設工事の区分の考え方を示した建設業許可事務ガイドラインを前項のとおり改正しました。

このガイドラインの改正においては、これまでとび・土工・コンクリート工事の一部としていた工作物の解体等を行う工事を、「解体工事」の「建設工事の内容」に移し、「建設工事の例示」の「工作物解体工事」とび・土工工事業から解体工事業に移しました。

建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日 建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体 ※等を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 工作物解体工事 ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
解体工事 ※	工作物の解体を行う工事 ※	工作物解体工事 ※	● それぞれの専門工事において建設される目的物について、 <u>それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。</u> ※

※ 平成28年6月1日から施行。

とび・土工・コンクリート工事に含めていた解体工事を「工作物の解体を行う工事」として業種を分離する

ただし、国への照会事例において、解体工事業で行うことができるのは、施工管理を要しない家屋の解体等の請負工事であると回答しています。

※施工管理：工作物の建設、解体等に当たり実施する総合的な企画、指導、調整

建築一式工事

ビルの建て替え工事

古いビルの解体工事と、同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で請け負う工事



解体工事

家屋等の解体工事

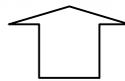
家屋等の工作物を解体する工事



各専門工事

信号機の解体工事

元請が信号機のみを解体する工事。
→電気工事に該当



注意：建築一式工事だけの許可しか有しない建設業者はこのような解体工事を行うことはできない（国の解釈）。

(3) 業種追加の手続き

解体工事業の許可の取得を追加で希望する建設業者は、「解体工事業」許可を「業種追加」申請（または「般・特新規」申請）することが必要となります。

申請に伴う手数料は以下のとおりです。

業種追加（例：一般建設業許可保有者が一般の解体工事業許可を追加）……5万円

般・特新規（例：特定建設業許可のみ許可を保有している者が一般の解体工事業許可を追加）……9万円

2 解体工事業の技術者資格等

監理技術者及び主任技術者の資格は次のとおりです。

(1) 監理技術者の資格等

次のいずれかの資格を有する者

ア 一級土木施工管理技士（平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）

イ 一級建築施工管理技士（平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）

ウ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）、当面の間解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）

エ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として 4,500 万円以上の解体工事に関し 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者

*当該講習については次ページ参照を確認願います。

(2) 主任技術者の資格等

次のいずれかの資格を有する者

ア 監理技術者の資格のいずれか

イ 二級土木施工管理技士（土木に限る、平成 27 年度までの合格者に対しては解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）

ウ 二級建築施工管理技士（建築又は躯体に限る、平成 27 年度までの合格者に対しては解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要、建築については平成 33 年 3 月 31 日までのみなし規定はありません）

エ とび技能士（1 級）

オ とび技能士（2 級、合格後、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者）

カ 登録解体工事試験

※当該試験及び過去の試験等の取扱いについては次ページ参照を確認願います。

キ 大卒（指定学科）3 年以上、高卒（指定学科）5 年以上、その他 10 年以上の実務経験（指定学科とは土木工学又は建築学に関する学科）

ク 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

ケ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

コ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

シ とび・土工工事業の主任技術者（平成 28 年 5 月 31 日現在既存の者、平成 33 年 3 月 31 日までの間に限ります。）

※平成 33 年 3 月 31 日までの間は、とび・土工工事業の技術者（平成 28 年 5 月 31 日現在既存の者に限ります。）も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者としての配置や、建設現場の現場技術者としての配置を可能とします。

【参照】登録解体工事講習及び登録解体工事試験の取扱いについて

平成 28 年 12 月 31 日現在の登録解体工事講習及び登録解体工事試験の取扱は次のとおりです。

1 登録解体工事講習

公益社団法人全国解体工事業団体連合会及び一般社団法人全国建設研修センターが行う講習を登録解体工事講習とすることとなりました。

2 登録解体工事試験

公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う試験を登録解体工事試験とすることとなりました。

また、次の試験に合格したものは、建設業法施行規則第 7 条の 3 第 1 号または第 2 号に掲げるものと同等の知識及び技術または技術を有するものと認めることとなりました。

① 公益社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成 17 年度までの解体工事施

工技士資格試験に合格したもの

- ② 公益社団法人全国解体工事業団体連合会または社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成27年度までの解体工事施行技士試験に合格した者

3 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

(1) とび・土工工事業に関する特例

施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要です。）。

また、この措置は、法施行以前にとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んできた業者に対して適用するものであり、法施行後に新たにとび・土工工事業の許可を取得する業者に対しては適用されません。

とび・土工工事業から解体工事業に許可を切り替える場合は、解体工事業の業種追加を行った後に、とび・土工工事業の一部廃業を行うものとして扱います。

(2) 経營業務管理責任者の経歴

施行日前のとび・土工工事業にかかる経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなします。

解体工事業の業種追加申請等を行うにあたり、法施行日前のとび・土工工事業について、5年以上の経営経験を有する場合（とび・土工工事業について、建設業法第7条第1号イ該当であると既に認められている場合）、過去の許可申請書の原本提示を行えば可とします（必要箇所は建設業許可の手びき172頁参照、この措置は法施行後の経過措置期間終了後も継続して実施します。）。

また、経營業務の管理責任者証明書（申請書様式第7号）の記載は、「とび・土工工事業」の「イ」該当で行います。

(3) 工事経歴書（様式第2号）及び直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）の作成（許可申請及び決算終了後の変更届について）

許可申請及び決算終了後の変更届については、事業者負担等を考慮し、許可申請書及び決算終了後の変更届に添付する工事経歴書について、法施行以前に契約した工事については、とび・土工工事と解体工事とを分けて記載することを求めません。

ただし、平成28年6月1日以降にとび・土工工事業の経営事項審査を受審しようとする場合は、これまで提出したとび・土工工事業の工事経歴書を、新とび・土工工事業と解体工事業とに分けて作成し、経営事項審査申請書提出時に添付する必要があります。工事経歴書作成の期間、枚数等、詳しくは、平成28年度経営事項審査申請要領「別冊」Ⅳ-2、3をご確認願います。

なお、改正建設業法施行日以降に契約した解体工事については、経過措置規定に基づき、とび・土工工事業の許可で解体工事業を営む場合はその他工事として、許可申

請時及び許可取得後の決算終了後の変更届は解体工事業に計上して提出します。

4) 営業所の専任技術者及び配置技術者（再掲）

平成 33 年 3 月 31 日までの間は、とび・土工工事業の技術者（平成 28 年 5 月 31 日現在既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者としての配置や、建設現場の現場技術者としての配置を可能とします。

なお平成 33 年 4 月 1 日以降は解体工事業の監理技術者、主任技術者たる技術者になるために実務経験等が必要です。このため、平成 33 年 4 月 1 日以降に要件を満たす技術者が営業所の専任技術者に配置できなければ、解体工事業に関して営業所の専任技術者不在に基づく許可取り消しの対象となります。

5) 営業所の専任技術者等の実務経験

専任技術者の資格要件を実務経験で証明する場合、複数の業種を申請するときは経験期間の重複は認めていませんが、法施行前のとび・土工工事業の実務経験を使用して解体工事業の許可を取得する場合、例外的に期間の重複を認めます。

また、例えば専ら解体工事に従事した実務経験をもって法施行前のとび・土工工事業の専任技術者の資格を証明していた場合、解体工事業の許可申請にあたり、当該実務経験を重複して利用することを認めます。従前のとび・土工工事業にかかる実務経験証明書（様式第 9 号）の内容を転記し、確認書類として様式第 8 号、様式第 9 号の写しを提出（原本提示）してください（法施行後のとび・土工工事業及び解体工事業の実務経験について、同様の措置は実施しません。）。

必要な実務経験があることについて、過去にいずれの許可行政庁からも認定を受けていない場合、従前の取扱いと同様、契約書等の写しを提出（原本提示）することにより、実務経験の確認を行います（建設業許可の手びき 176 頁参照）。

4 解体工事業を業種追加する場合の工事経歴書等の作成

解体工事業の業種追加を行う場合は、解体工事の実績について「解体工事業」の工事経歴書（様式第 2 号）を作成し、完成工事高を記載します。また、直前 3 年の各事業年度における工事施工金額（様式第 3 号）については、解体工事業の業種追加に伴い完成工事高が変更となる業種（通常は「とび・土工工事業」のみ）を併せて記載してください。

なお、工事経歴書は、業種追加する業種のみを提出してください。

解体工事業（一般建設業許可）における主任技術者一覧

経過措置期間中*1は、解体工事の主任技術者とみなされる者 (平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の主任技術者に該当する者は、平成33年3月31日まで、解体工事の技術者とみなされます。)		解体工事業の主任技術者となることができる者 留意点	
資格	グループ1 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体) ・建設・総合技術監理(建設) ・建設・鋼構造及びコンクリート・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	解体工事の実務経験(1年以上)*3 若しくは登録解体工事講習の受講 となることができます。	平成28年度以降、「グループ1」試験に合格した者は、解体工事の実務経験若しくは登録解体講習の受講を受けなくても解体工事の主任技術者となることができます。
	グループ2	当面の間、上記と同じ扱い	
	グループ3 ・とび・とび工(1級) ・とび・とび工(2級) + とび・土工工事業の実務経験(3年以上)*2*3	1級: 不要 2級: 解体工事の実務経験(3年以上)*2*3	2級合格者が解体工事の主任技術者要件を満たすために、とび・土工工事業の実務経験は必要ありません。
	グループ4 ・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士(第1種~第6種) ・2級土木施工管理技士(薬液注入) ・農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」) ・水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」) ・森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・ウェルポイント施工 ・地すべり防止工事	経過措置期間終了後は、解体工事の主任技術者となることはできません。	
実務経験	とび・土工工事業に係る実務経験(指定学科卒*5 + 3年若しくは5年以上)	登録技術試験(種目: 解体工事)に合格した者 平成27年度以前の試験に合格した者は、解体工事の実務経験(1年以上)*3 若しくは登録解体工事講習の受講が必要です。	
	とび・土工工事業の実務経験(10年以上)	解体工事の実務経験(10年以上)	
	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者	
備考	<p>*1…解体工事の技術者とみなされる経過措置期間(平成33年3月31日まで)と解体工事業の許可に関する経過措置期間(平成31年5月31日まで)は異なります。 *2…2級合格者は通常3年の実務経験が必要ですが、平成16年4月1日時点で合格している方は必要な実務経験期間が1年で短縮されます。 *3…資格取得後の実務経験が必要です。 *4…平成17年度以降に当該資格に合格したものが対象です。 *5…土木工事業又は建築学に関する学科</p>		

解体工事業（特定建設業許可）における監理技術者一覧

経過措置期間中 ^{*1} は、解体工事業の監理技術者とみなされる者 (平成28年6月1日時点でとび・土工事業の技術者に該当する者は、平成33年3月31日まで、解体工事業の技術者とみなされます。)		解体工事業の監理技術者となることができる者	
とび・土工事業の主任技術者(平成28年6月1日時点)	左記の資格に加えて必要な条件	解体工事業の主任技術者	左記の資格に加えて必要な条件
グループ1 ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士	・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士	・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士	平成28年度以降、「グループ1」試験に合格した者は、解体工事業の実務経験若しくは登録解体講習の受講がなくても解体工事業の監理技術者となることができます。
グループ2 ・建設・総合技術監理(建設) ・建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)		・建設・総合技術監理(建設) ・建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	当面の間、上記と同じ扱い
グループ3 ・とび・とび工(1級) ・とび・とび工(2級) + とび・土工事業の実務経験(3年以上) ^{*2・*4} ・2級土木施工管理技士(土木) ・2級建築施工管理技士(躯体)	とび・土工事業に関する指導監督的実務経験 ^{*3・*4}	・とび・とび工(1級) ・とび・とび工(2級) + 解体工事業の実務経験(3年以上) ^{*2・*4} ・2級土木施工管理技士(土木) ・2級建築施工管理技士(躯体)	解体工事業に関する指導監督的実務経験 ^{*3・*4}
グループ4 ・農業「農業土木」、総合技術監理(農業土木) ・水産「水産土木」、総合技術監理(水産土木) ・森林「森林土木」、総合技術監理(森林土木) ・1級建設機械施工技士			
グループ5 ・2級建設機械施工技士(第1種～第6種) ・2級土木施工管理技士(薬液注入) ・型枠施工 ・フェルボイント施工 ・地すべり防止工事	とび・土工事業に関する指導監督的実務経験 ^{*3・*4}		
		登録技術試験(種目: 解体工事)に合格した者 2級建築施工管理技士(建築)	解体工事業に関する指導監督的実務経験 ^{*3・*4} 解体工事業に関する指導監督的実務経験 ^{*3・*4}
		解体工事業の実務経験(指定学科卒 ^{*5} + 3年若しくは5年以上) 解体工事業の実務経験(10年以上)	平成27年度以前に合格した者は、解体工事業の実務経験(1年以上) ^{*4} 若しくは登録解体工事講習の受講がなければ、解体工事の主任技術者とは認められません。
		とび・土工事業の実務経験(指定学科卒 + 3年若しくは5年以上) とび・土工事業の実務経験(10年以上)	
		とび・土工事業の実務経験(10年以上)の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者	
		二重枠線内の条件に加えて、解体工事に関する指導監督的実務経験 ^{*3} が必要です。	
実務経験			
備考			

^{*1}…解体工事業の技術者とみなされる経過措置(平成33年3月31日まで)と解体工事業の許可に関する経過措置期間(平成31年3月31日まで)は異なります。
^{*2}…2級合格者は通常3年の実務経験が必要ですが、平成16年4月1日時点で合格している者は必要な実務経験期間が1年に短縮されます。
^{*3}…指導監督的実務経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験を言います。
^{*4}…資格取得後の実務経験が必要です。
^{*5}…土木工学又は建築学

Ⅱ 建設業法施行令の改正

1 目的

最近における社会経済情勢の変化に鑑み、特定建設業の許可を必要とする一件の建設工事についての下請代金の額等を引き上げる必要があるため

2 監理技術者の配置が必要となる下請契約請負代金の額の下限（元請工事に限る）

工事種別	これまでの一次下請契約請負代金合計額の下限		6月1日以降の一次下請契約請負代金合計額の下限
建築一式	4,500万円	⇒	6,000万円
建築一式を除く 28業種	3,000万円	⇒	4,000万円

3 施行体制台帳の作成が必要となる下請契約請負代金の額の下限（元請工事に限る）

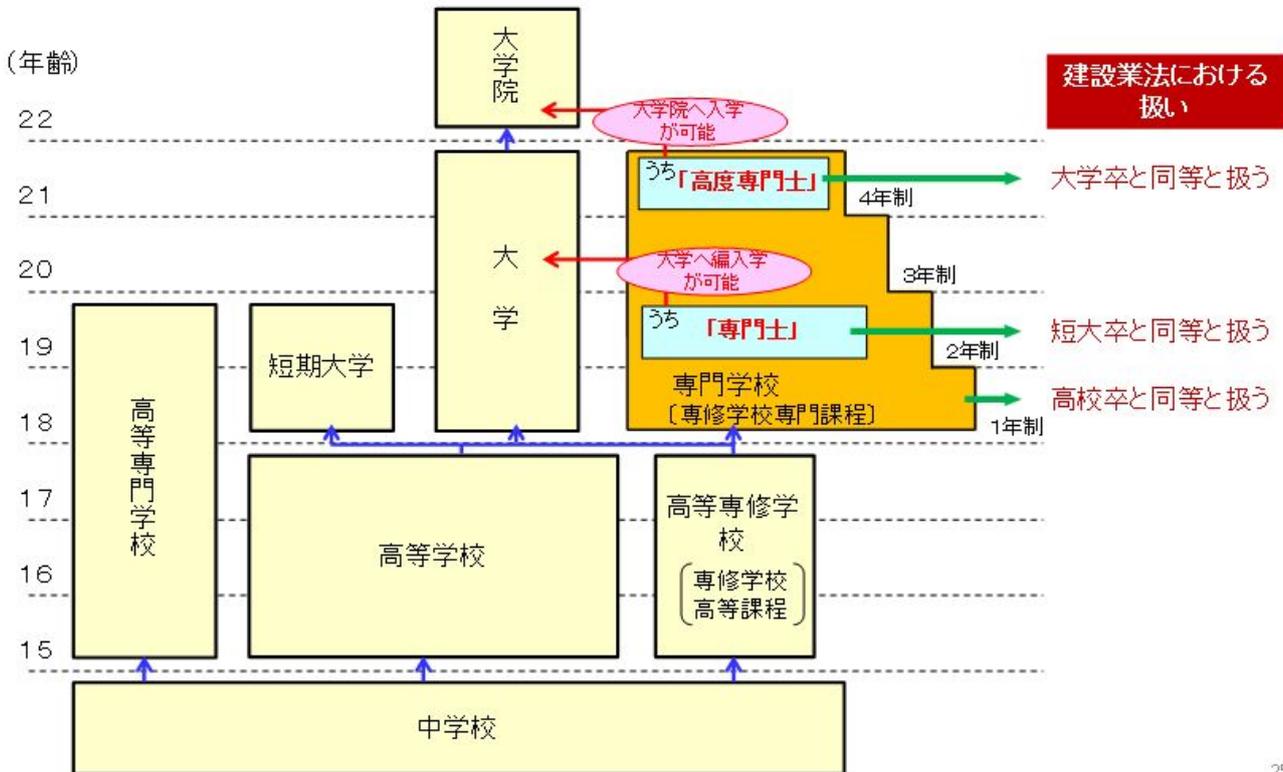
工事種別	これまでの下限		6月1日以降の下限
建築一式	4,500万円	⇒	6,000万円
建築一式を除く 28業種	3,000万円	⇒	4,000万円

4 主任技術者（監理技術者）を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額（元請、下請工事のすべての工事を対象とする。）

工事種別	これまでの請負代金額		6月1日以降の請負代金額
建築一式	5,000万円	⇒	7,000万円
建築一式を除く 28業種	2,500万円	⇒	3,500万円

Ⅲ 専門学校の取扱い（主任技術者の資格要件、受験資格）について

学校教育法上での位置付けが明確であったことから、指定学科要件として認められることになりました。



25

種別	扱い	主任技術者の資格要件
高度専門士	大学卒同等	指定学科卒＋実務経験3年
専門士	短大卒同等	指定学科卒＋実務経験3年
専修学校専門課程（1年制）	高校卒同等	指定学科卒＋実務経験5年

建設業法施行規則別表（二）において、同要件に対応する資格コードがないため、資格コードはいずれの場合も「99その他」を使用する。

「建設業を営むひとのための建設業許可の手びき」正誤表等

「建設業を営むひとのための建設業許可の手びき」（静岡県建設事業共同組合連合会発行）について、下記のとおり誤りがありました（法改正後の様式、有資格区分コード表に係るものを除く。）。また、建設業法改正施行等により業種及び金額等に修正箇所が発生しました。

次のとおり内容を訂正し、お詫び申し上げます。

頁	修正箇所	誤	正
2	法令・通達等表 建設業法施行令	最終改正 平成26年9月9日 政令第308号	最終改正 平成28年4月6日 政令第192号
2	法令・通達等表 建設業法施行規則	昭和24年7月28日 国土交通省令第85号 最終改正 平成26年10月31日	昭和24年7月28日 建設省令第14号 最終改正 平成28年5月9日 国土交通省令第47号
7	下段表「建設業法の概要」	特定建設業許可 (3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)	特定建設業許可 (4,000万円以上の下請契約（建築一式は6,000万円以上）を結ぶ工事)
14	●一般建設業と特定建設業の区分 特定建設業許可 (法第3条第1項第2号)	発注者から直接請け負う1件の工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が税込み3,000万円以上※となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※建築工事の場合は、税込み4,500万円以上と読み替える	発注者から直接請け負う1件の工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が税込み4,000万円以上※となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※建築一式工事の場合は、税込み6,000万円以上と読み替える
14	●一般建設業と特定建設業の区分 中段右	元請A社の場合、 下請発注金額の合計（b円+c円+d円）が ●税込み3,000万円以上の場合 →「特定建設業」の許可が必要 ●税込み3,000万円未満の場合 →「一般建設業」の許可で可 となります。 ※建築一式工事の場合は、上記の税込み3,000万円を税込み4,500万円と読み替えて下さい。	元請A社の場合、 下請発注金額の合計（b円+c円+d円）が ●税込み4,000万円以上の場合 →「特定建設業」の許可が必要 ●税込み4,000万円未満の場合 →「一般建設業」の許可で可 となります。 ※建築一式工事の場合は、上記の税込み4,000万円を税込み6,000万円と読み替えて下さい。

14	ポイント 2 段目記載	● 工事の規模の大小は関係ありません。 比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請として自社施工するか、一次下請発注総額が税込み 4,000 万円未満 (建築一式工事の場合は税込み 6,000 万円未満) であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。	● 工事の規模の大小は関係ありません。 比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請として自社施工するか、一次下請発注総額が税込み 3,000 万円未満であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。	● 工事の規模の大小は関係ありません。 比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請として自社施工するか、一次下請発注総額が税込み 4,000 万円未満 (建築一式工事の場合は税込み 6,000 万円未満) であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。
15	● 許可業種区分 専門工事 (27 業種)	13 ほ装工事業	13 ほ装工事業	13 舗装工事業
15	● 間違った申請	筋 ぼ し 1 2	筋 ぼ し 1 2	筋 舗 し 1 2
15	● 正しい申請	筋 ぼ し 2 2	筋 ぼ し 2 2	筋 舗 し 2 2
18	建設業許可申請書	(許可を受けようとする建設業)		04、05 欄右にコラムを追加。04 追加コラム上に「解」を挿入
18	建設業許可申請書	14 「兼業の有無」 下部及び点線上部		「経營業務の管理責任者の氏名」の記載欄を追加
20	① 経營業務の管理責任者の 2 段目	● 法人の役員のうち常勤であるものの 1 人が	● 法人の役員のうち常勤であるものの 1 人が	● 法人の役員及び執行役員等のうち常勤であるものの 1 人が
21	12-1 経營業務の管理責任者	法人の場合は、常勤の役員※1 であるものうち一人が、個人の 場合は、本人又は支配人※2 のうち一人が、経營業務の管理責任者として経験を有することが必要です。	法人の場合は、常勤の役員※1 であるものうち一人が、個人の 場合は、本人又は支配人※2 のうち一人が、経營業務の管理責任者として経験を有することが必要です。	法人の場合は、常勤の役員※1 であるもの又は執行役員等※5 のうち一人が、個人の 場合は、本人又は支配人※2 のうち一人が、経營業務の管理責任者として経験を有することが必要です。
22	● 経營業務の管理責任者に関する注釈 ※5 執行役員等	取締役設置会社において	取締役設置会社において	取締役等設置会社において
23	● 経營業務の管理責任者としての経験 が認められる地位 (役職) 法人での経験の過去	執行役員 (本社)	取締役・執行役 (本社)	取締役・執行役 (本社) 執行役員等 (本社)

26	<p>●営業所の専任技術者の資格要件(表) 一般建設業の専任技術者となり得る技術者資格要件 3段目</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学卒業後 3年以上 高等専門学校卒業後 3年以上 高等学校卒業後 5年以上 	<ul style="list-style-type: none"> 大学卒業後 3年以上 専門学校(「高度専門士」取得)卒業後 3年以上 高等専門学校卒業後 3年以上 専門学校(「専門士」取得)卒業後 3年以上 専門学校(専門学校専門課程終了)卒業後 5年以上 高等学校卒業後 5年以上 																																	
27	<p>●営業所の専任技術者の資格要件(フロー図) 一般建設業</p>		<p>高等専門学校と高等学校との間に次のフロー図を挿入する。</p>																																	
28	<p>●学校教育法第1条の分類による専任技術者の要件</p>	<table border="1"> <tr> <td>大学、短期大学</td> <td>学部、専攻科、別科</td> <td>指定学科卒業 (P56参照)</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>学科、専攻科</td> <td>+ 実務経験 3年</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>全日制、通信制、専攻科、別科</td> <td>指定学科卒業 (P56参照)</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>(略)</td> <td>+ 実務経験 5年</td> </tr> </table>	大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 (P56参照)	高等専門学校	学科、専攻科	+ 実務経験 3年	高等学校	全日制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業 (P56参照)	中等教育学校	(略)	+ 実務経験 5年	<table border="1"> <tr> <td>大学、短期大学</td> <td>学部、専攻科、別科</td> <td>指定学科卒業 (P56参照)</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>学科、専攻科</td> <td>+ 実務経験 3年</td> </tr> <tr> <td>専門学校</td> <td>高度専門士課程</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>専門士課程</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>専修学校専門課程</td> <td>指定学科卒業 (P56参照)</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>全日制、通信制、専攻科、別科</td> <td>+ 実務経験 5年</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 (P56参照)	高等専門学校	学科、専攻科	+ 実務経験 3年	専門学校	高度専門士課程			専門士課程			専修学校専門課程	指定学科卒業 (P56参照)	高等学校	全日制、通信制、専攻科、別科	+ 実務経験 5年	中等教育学校	(略)	
大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 (P56参照)																																		
高等専門学校	学科、専攻科	+ 実務経験 3年																																		
高等学校	全日制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業 (P56参照)																																		
中等教育学校	(略)	+ 実務経験 5年																																		
大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 (P56参照)																																		
高等専門学校	学科、専攻科	+ 実務経験 3年																																		
専門学校	高度専門士課程																																			
	専門士課程																																			
	専修学校専門課程	指定学科卒業 (P56参照)																																		
高等学校	全日制、通信制、専攻科、別科	+ 実務経験 5年																																		
中等教育学校	(略)																																			
30	<p>●営業所・工事現場に配置しなければならぬ技術者について 1段目</p>	<p>特定建設業 29 業種 税込み 3,000 万円以上 (建築工事業にあっては、税込み 4,500 万円以上) を下請に出して施工できる。</p>	<p>特定建設業 29 業種 税込み 4,000 万円以上 (建築工事業にあっては、税込み 6,000 万円以上) を下請に出して施工できる。</p>																																	

30	●営業所・工事現場に配置しなければならぬ技術者について 2 段階	鋼構造物工事業	ほ装工事業	造園工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業
31	工事現場に配置しなければならぬ技術者 (p 53 余白参照) 上段	鋼構造物工事業	ほ装工事業	造園工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業
31	工事現場に配置しなければならぬ技術者 (p 53 余白参照) 中段中表	鋼構造物工事業	ほ装工事業	造園工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業
31	工事現場に配置しなければならぬ技術者 (p 53 余白参照) 下段	鋼構造物工事業	ほ装工事業	造園工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業

また、特定建設業者が、元請となった工事では税込み 4,000 万円(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)以上となる下請契約を締結して施工する場合には「主任技術者」に代えて「監理技術者」(特定建設業の営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置かなければならない(法第 26 条第 2 項)。

この「主任技術者」または「監理技術者」は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で工事 1 件の請負代金が税込み 3,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 7,000 万円)以上の場合、現場ごとに専任で配置されることが義務付けられている(法第 26 条第 3 項)。

国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事では税込み 4,000 万円(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)以上を下請に出して施工する場合

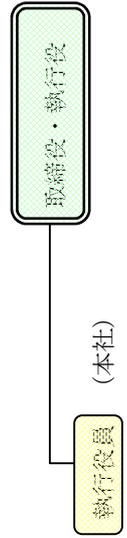
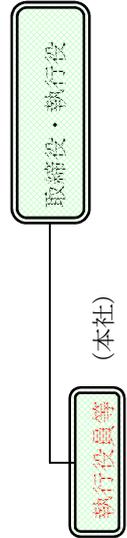
- ① 元請の場合、下請への発注額は税込み 4,000 万円(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)未満に限る
- ② 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 4,000 万円未満の場合
- ③ 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請とし

		<p>下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税 込み 3,000 万円(建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)未満の場合</p> <p>④ 税込み 3,000 万以上を下請に出して施工する場合</p> <p>⑤ 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工 事で税込み 3,000 万(建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)以上を下請に出して施工する場合</p> <p>⑥ 税込み 3,000 万円(建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)以上を下請に出して施工する場合</p> <p>《法第 8 条第 8 号に基づく》 ・「刑法（明治 40 年法律第 45 号）」……、刑法第 208 条の 3、 ……</p>	<p>て請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 4,000 万円 (建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)未満の場合</p> <p>④ 税込み 4,000 万以上を下請に出して施工する場合</p> <p>⑤ 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税 込み 4,000 万(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)以上を 下請に出して施工する場合</p> <p>⑥ 税込み 4,000 万円(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円) 以上を下請に出して施工する場合</p> <p>《法第 8 条第 8 号に基づく》 ・「刑法（明治 40 年法律第 45 号）」……、刑法第 208 条の 2、……</p>
35	<p>【注 5】一定の法令の規定とは（p 367 ～370 参照）</p>	<p>《法第 8 条第 8 号に基づく》 ・「刑法（明治 40 年法律第 45 号）」……、刑法第 208 条の 3、 ……</p>	<p>《法第 8 条第 8 号に基づく》 ・「刑法（明治 40 年法律第 45 号）」……、刑法第 208 条の 2、……</p>
39	<p>(4) 工事現場における施工体制等に関 する義務 ②工事現場への主任技術者等の専任配 置義務《法第 26 条第 3 項》</p>	<p>個人住宅を除くほとんどの工事で、請負代金の額が税込み 2,500 万円（建築一式工事の場合は税込み 5,000 万円）以上の工 事に係る主任技術者又は監理技術者は、当該工事現場に専任しな ければならず、他の工事現場との兼務ができません。</p>	<p>個人住宅を除くほとんどの工事で、請負代金の額が税込み 3,500 万円 (建築一式工事の場合は税込み 7,000 万円) 以上の工事に係る主任技術 者又は監理技術者は、当該工事現場に専任しなければならず、他の工事 現場との兼務ができません。</p>
39	<p>(4) 工事現場における施工体制等に関 する義務 ④特定建設業者に関する義務《法 第 24 条の 7 第 1 項》</p>	<p>発注者から工事を直接請け負った特定建設業者が、税込み 3,000 万円（建築一式工事にあつては税込み 4,500 万）以上を下 請負して工事を施工する場合には、当該工事に係る全ての 下請業者を明らかにする施工体制台帳を作成する義務がありま す。</p>	<p>発注者から工事を直接請け負った特定建設業者が、税込み 4,000 万円 (建築一式工事にあつては税込み 6,000 万) 以上を下請負して工事を施 工する場合には、当該工事に係る全ての下請業者を明らかにする 施工体制台帳を作成する義務があります。</p>
42	<p>16 許可制度の法体系（法第 1 条～第 17 条等）第 7 条許可の基準</p>	<p>第 1 号 法人の常勤の役員の 1 人が、個人事業主又は支配人の 1 人が</p>	<p>第 1 号 法人の常勤の役員又は執行役員等の 1 人が、個人事業主又は支 配人の 1 人が</p>
44	<p>とび・土工・コンクリート工事の「建 設工事の内容」</p>	<p>イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、 鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事</p>	<p>イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等 の組立等を行う工事</p>

44	とび・土工・コンクリート工事の「建設工事の例示」	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事
48	建設工事の種類	は装工事	舗装工事
49	許可業種	は装事業	舗装事業
52	17 建設工事の種類・内容・例示・区分	*解体工事の内容、例示、区分の考え方は、平成28年6月までに適用します。 また、とび・土工・コンクリート工事の内容「工作物の解体等を行う工事」及び例示「工作物解体工事」は、解体工事の適用に際し、削除されます。	(削除)
53	●余白を借りて	①公共工事・民間工事、元請工事・下請工事に関わらず、公共性のある又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な工事である工事 ②指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み3,000万円)以上 ③指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み4,500万円)以上 ④指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み5,000万円)以上 ⑤指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み6,000万円)以上 ⑥指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み7,000万円)以上 ⑦指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み8,000万円)以上 ⑧指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み9,000万円)以上 ⑨指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み10,000万円)以上	①公共工事・民間工事、元請工事・下請工事に関わらず、公共性のある又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な工事である工事 ②指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み3,000万円)以上 ③指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み4,000万円)以上 ④指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み4,500万円)以上 ⑤指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み5,000万円)以上 ⑥指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み6,000万円)以上 ⑦指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み7,000万円)以上 ⑧指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み8,000万円)以上 ⑨指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み9,000万円)以上 ⑩指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み10,000万円)以上
53	●余白を借りて	③指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み3,000万円)以上 ④指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み4,500万円)以上 ⑤指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み6,000万円)以上 ⑥指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み7,000万円)以上 ⑦指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み8,000万円)以上 ⑧指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み9,000万円)以上 ⑨指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み10,000万円)以上	③指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み4,000万円)以上 ④指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み4,500万円)以上 ⑤指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み5,000万円)以上 ⑥指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み6,000万円)以上 ⑦指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み7,000万円)以上 ⑧指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み8,000万円)以上 ⑨指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み9,000万円)以上 ⑩指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)における特定建設工事(下請金額の合計が税込み10,000万円)以上
56	●規則第1条で定める学科 許可を受けようとする建設業	土木事業、ほ装事業	土木事業、舗装事業
56	●規則第1条で定める学科 許可を受けようとする建設業	左官事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業	左官事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業
56	●規則第1条で定める学科	大学、短期大学 学部、専攻科、別科 高等専門学校 学科、専攻科	大学、短期大学 学部、専攻科、別科 高等専門学校 学科、専攻科

	高等学校 中等教育学校	全制、定制、通制、専科、別科 (略)	指定学科卒業 (P56参照) + 実務経験 5年	専門士課程 専修学校専門課程 全制、定制、通制、専科、別科 (略)	高度専門士課程 専門士課程 専修学校専門課程 指定学科卒業 (P56参照) + 実務経験 5年	専門学校																																																																						
58 ～ 63	19 国家資格等一覧 (営業所の専任技術者) 告示・規則第7条の3等	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照																																																																						
69	22 主要項目の変遷 1 軽微な工事 (法第3条第1項関係ただし書き令第1条の2)	<table border="1"> <tr> <th>建築一式</th> <th>その他</th> <th>施行</th> </tr> <tr> <td>30万円</td> <td></td> <td>昭和24年8月20日</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td></td> <td>昭和31年8月30日</td> </tr> <tr> <td>建築一式300万円</td> <td>その他100万円</td> <td>昭和24年8月20日</td> </tr> <tr> <td>建築一式450万円</td> <td>その他150万円</td> <td>昭和47年4月1日</td> </tr> <tr> <td>建築一式600万円</td> <td>その他200万円</td> <td>昭和52年10月1日</td> </tr> <tr> <td>建築一式900万円</td> <td>その他300万円</td> <td>昭和59年10月1日</td> </tr> <tr> <td>建築一式1,500万円</td> <td>その他500万円</td> <td>平成6年12月28日</td> </tr> </table>	建築一式	その他	施行	30万円		昭和24年8月20日	50万円		昭和31年8月30日	建築一式300万円	その他100万円	昭和24年8月20日	建築一式450万円	その他150万円	昭和47年4月1日	建築一式600万円	その他200万円	昭和52年10月1日	建築一式900万円	その他300万円	昭和59年10月1日	建築一式1,500万円	その他500万円	平成6年12月28日	<table border="1"> <tr> <th>建築一式</th> <th>その他</th> <th>施行</th> </tr> <tr> <td>30万円</td> <td></td> <td>昭和24年8月20日</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td></td> <td>昭和31年8月30日</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>昭和24年8月20日</td> </tr> <tr> <td>450万円</td> <td>150万円</td> <td>昭和47年4月1日</td> </tr> <tr> <td>600万円</td> <td>200万円</td> <td>昭和52年10月1日</td> </tr> <tr> <td>900万円</td> <td>300万円</td> <td>昭和59年10月1日</td> </tr> <tr> <td>1,500万円</td> <td>500万円</td> <td>平成6年12月28日</td> </tr> </table>	建築一式	その他	施行	30万円		昭和24年8月20日	50万円		昭和31年8月30日	300万円	100万円	昭和24年8月20日	450万円	150万円	昭和47年4月1日	600万円	200万円	昭和52年10月1日	900万円	300万円	昭和59年10月1日	1,500万円	500万円	平成6年12月28日	<table border="1"> <tr> <th>建築一式</th> <th>その他</th> <th>施行</th> </tr> <tr> <td>30万円</td> <td></td> <td>昭和24年8月20日</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td></td> <td>昭和31年8月30日</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>昭和24年8月20日</td> </tr> <tr> <td>450万円</td> <td>150万円</td> <td>昭和47年4月1日</td> </tr> <tr> <td>600万円</td> <td>200万円</td> <td>昭和52年10月1日</td> </tr> <tr> <td>900万円</td> <td>300万円</td> <td>昭和59年10月1日</td> </tr> <tr> <td>1,500万円</td> <td>500万円</td> <td>平成6年12月28日</td> </tr> </table>	建築一式	その他	施行	30万円		昭和24年8月20日	50万円		昭和31年8月30日	300万円	100万円	昭和24年8月20日	450万円	150万円	昭和47年4月1日	600万円	200万円	昭和52年10月1日	900万円	300万円	昭和59年10月1日	1,500万円	500万円	平成6年12月28日
建築一式	その他	施行																																																																										
30万円		昭和24年8月20日																																																																										
50万円		昭和31年8月30日																																																																										
建築一式300万円	その他100万円	昭和24年8月20日																																																																										
建築一式450万円	その他150万円	昭和47年4月1日																																																																										
建築一式600万円	その他200万円	昭和52年10月1日																																																																										
建築一式900万円	その他300万円	昭和59年10月1日																																																																										
建築一式1,500万円	その他500万円	平成6年12月28日																																																																										
建築一式	その他	施行																																																																										
30万円		昭和24年8月20日																																																																										
50万円		昭和31年8月30日																																																																										
300万円	100万円	昭和24年8月20日																																																																										
450万円	150万円	昭和47年4月1日																																																																										
600万円	200万円	昭和52年10月1日																																																																										
900万円	300万円	昭和59年10月1日																																																																										
1,500万円	500万円	平成6年12月28日																																																																										
建築一式	その他	施行																																																																										
30万円		昭和24年8月20日																																																																										
50万円		昭和31年8月30日																																																																										
300万円	100万円	昭和24年8月20日																																																																										
450万円	150万円	昭和47年4月1日																																																																										
600万円	200万円	昭和52年10月1日																																																																										
900万円	300万円	昭和59年10月1日																																																																										
1,500万円	500万円	平成6年12月28日																																																																										
69	22 主要項目の変遷 2 下請契約の締結の制限	<table border="1"> <tr> <th>建築一式</th> <th>その他</th> <th>施行</th> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td></td> <td>昭和47年4月1日</td> </tr> <tr> <td>2,000万円</td> <td></td> <td>昭和59年10月1日</td> </tr> <tr> <td>建築一式3,000万円</td> <td>その他2,000万円</td> <td>昭和63年6月6日</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築一式4,500万円</td> <td>その他3,000万円</td> <td>平成6年12月28日</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	建築一式	その他	施行	1,000万円		昭和47年4月1日	2,000万円		昭和59年10月1日	建築一式3,000万円	その他2,000万円	昭和63年6月6日	円	円		建築一式4,500万円	その他3,000万円	平成6年12月28日	円	円		<table border="1"> <tr> <th>建築一式</th> <th>その他</th> <th>施行</th> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td></td> <td>昭和47年4月1日</td> </tr> <tr> <td>2,000万円</td> <td></td> <td>昭和59年10月1日</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>2,000万円</td> <td>昭和63年6月6日</td> </tr> <tr> <td>4,500万円</td> <td>3,000万円</td> <td>平成6年12月28日</td> </tr> <tr> <td>6,000万円</td> <td>4,000万円</td> <td>平成28年6月1日</td> </tr> </table>	建築一式	その他	施行	1,000万円		昭和47年4月1日	2,000万円		昭和59年10月1日	3,000万円	2,000万円	昭和63年6月6日	4,500万円	3,000万円	平成6年12月28日	6,000万円	4,000万円	平成28年6月1日																																		
建築一式	その他	施行																																																																										
1,000万円		昭和47年4月1日																																																																										
2,000万円		昭和59年10月1日																																																																										
建築一式3,000万円	その他2,000万円	昭和63年6月6日																																																																										
円	円																																																																											
建築一式4,500万円	その他3,000万円	平成6年12月28日																																																																										
円	円																																																																											
建築一式	その他	施行																																																																										
1,000万円		昭和47年4月1日																																																																										
2,000万円		昭和59年10月1日																																																																										
3,000万円	2,000万円	昭和63年6月6日																																																																										
4,500万円	3,000万円	平成6年12月28日																																																																										
6,000万円	4,000万円	平成28年6月1日																																																																										

70	22 主要項目の変遷 10 工事現場に専任で技術者を配置する 工事金額	工事金額	工事金額	施行	工事金額	工事金額	施行	
		電、通、井200万円	それ以外600万円	昭和47年4月1日	電、通、井200万円	それ以外600万円	昭和47年4月1日	
		電、通、井300万円	それ以外900万円	昭和52年10月1日	電、通、井300万円	それ以外900万円	昭和52年10月1日	
		建築一式3,000万円	それ以外1,500万円	昭和59年10月1日	建築一式3,000万円	それ以外1,500万円	昭和59年10月1日	
		建築一式5,000万円	それ以外2,500万円	平成6年12月28日	建築一式5,000万円	それ以外2,500万円	平成6年12月28日	
					建築一式7,000万円	それ以外3,500万円	平成28年6月1日	
71	Chapter2 下段	旧建設業許可申請書 (様式第1号)						新建設業許可申請書 (様式第1号)
80	4 申請書類一覧 (1) 申請書類 (閲覧対象) 別紙1	役員等の一覧表						役員等の一覧表 (個人は提出不要)
84	審査項目最下段図	旧建設業許可申請書 (様式第1号)						新建設業許可申請書 (様式第1号)
86	8 許可申請書記載例の会社情報	—						(最下段に法人マイナンバールを記載)
87	(1) 申請書類 (閲覧対象)	項番 13						カラム番号3を「法人又は個人の別」に カラム番号4～12を「資本金額及び出資総額」記入欄に変更 「法人番号」記入カラムを追加 (カラム番号10～22番)
88	記入上の注意 (様式第1号) 15	項番 14 下 (加筆)						「経營業務の管理責任者の氏名」記入箇所を設置 「法人番号」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、個人の場合には記入しないこと。
88	記入上の注意 (様式第1号) 16を17に修正し (以下番号繰り下げ) 16を作成	(加筆)						「経營業務の管理責任者の氏名」の欄には、様式第7号で証明を行う経營業務の管理責任者の氏名を記載すること。
89	●市町村コード及び管轄土木事務所	22461	周知郡森町	袋井土木事務所	22461	周知郡森町	袋井土木事務所	
90	別紙一※	役員等の一覧表						役員等の一覧表 (申請者が個人の場合は提出不要)
	別紙1 様式	「経營業務の管理責任者」の欄						(削除) ※説明箇所についても削除

90	下枠	個人の場合、経営業務の管理責任者に該当する者も記載すること。個人事業主も作成すること。なお、支配人を本様式に記載した場合であっても、「建設法第3条に規定する使用人一覧表」(様式第11号)に当該支配人の氏名を記載すること。	(削除)
90	記入上の注意 (別紙一)	3 「経営業務の管理責任者」の欄には、当該役員等が経営業務の管理責任者に該当する場合に○を記入すること。	(削除)
136	定款 上段枠内下段	ア 一級土木施工管理技術士により取得できる業種(土、と、石、鋼、ほ、しゆ、塗、水)にあつては、土木工事業と同様の目的で可(「土木工事業の請負、施工」又は「土木工事業」)。 イ 一級建築施工管理技術士により取得できる業種(建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具)にあつては、建築工事業と同様の目的で可(「建築工事業の請負、施工」又は「建築工事業」)。	ア 一級土木施工管理技術士により取得できる業種(土、と、石、鋼、ほ、しゆ、塗、水、 解)にあつては、土木工事業と同様の目的で可(「土木工事業の請負、施工」又は「土木工事業」)。 イ 一級建築施工管理技術士により取得できる業種(建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、 解)にあつては、建築工事業と同様の目的で可(「建築工事業の請負、施工」又は「建築工事業」)。
140	様式第20号の3	届出書への様式変更	表題と表との間に次の文書を挿入 (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。 <div style="text-align: center;"> <small>国土交通省 国土建設院 静岡建設部 静岡建設課</small> <small>申請者 届出者 静岡建設株式会社 代表取締役 静岡 太郎 印</small> <small>許可年月日 平成 27 年 9 月 1 日</small> <small>許可番号 国土交通省(建-27)第 1234号 平成 27 年 9 月 1 日</small> <small>平成 28 年 6 月 6 日</small> </div> <small>(営業所別の登録加入の有無)</small>
147	●経営業務の管理責任者としての経験が認められる地位 下段 法人での過去経験		
147	●許可申請者状況別証明者一覧 申請状況 中列 (すべて)	③ 他の法人の役員となり、経営業務の管理責任者として	③ 他の法人の役員 (執行役員を含む) となり、経営業務の管理責任者として

147	●経営業務の管理責任者としての経験が認められる地位 上段 法人での過去経験			<p>取締役・執行役</p> <p>(本社)</p>
157	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書			<p>上段の調書の賞罰欄の右横に捨印による訂正は認められません。を追加</p> <p>中段 5 様式第7号別紙…作成を要しない。の次に経営業務の管理責任者は不要を追加</p> <p>下段の印鑑証明書の右横に、株主・顧問・相談役の印鑑証明の写しは不要を追加</p>
157	記載上の注意(様式第12号)の2	2 法人である場合においては、法人である場合においては、		2 法人である場合においては、
157	記載上の注意(様式第12号)の4			4以下の項番をずらして、項番4として次の文書を追加 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
158	様式第13号1行目	現住所		住所
160	登記事項証明書 上囲み2ポツ目			<p>ア 一級土木施工管理技士により取得できる業種(土、と、石、鋼、舗、しゆ、塗、水、解)にあつては、土木事業と同様の目的で可(「土木工事の請負、施工」又は「土木事業」)。</p> <p>イ 一級建築施工管理技士により取得できる業種(建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解)にあつては、建築事業と同様の目的で可(「建築工事の請負、施工」又は「建築工業」)。</p>
160	登記事項全部証明書の目的1	建設工事		建設工事
166	法人成の注意事項			<p>(ページ最下部に追加)</p> <p>※新規許可において法人成が認められても、経営事項審査において完成工事高の引継ぎが認められない事例があります。詳しくは「経営事項審査申請要領」を御確認ください。</p>

		<p>込み2,500万円（建築一式工事の場合は税込み5,000万円）以上のものについては、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。</p>	<p>（建築一式工事の場合は税込み7,000万円）以上のものについては、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。</p>
190	35. 29 業種とは	<p>なお、解体工事業については平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部改正する法律（平成26年法律第55号）により新設され、平成28年6月までに施行する予定である。</p>	<p>（削除）</p>
190	37. 一般建設業と特定建設業の違いは	<p>下請負人の保護の徹底するため、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が、税込み3,000万円（建築工事業にあっては税込み4,500万円）以上の工事を下請負人に施工させて営業する建設業者を特定建設業の許可の対象とし、下請負人保護の特別の義務を課したものである。（下請代金の額税込み3,000万円（建築工事業にあっては税込み4,500万円）には、元請負人が提供する材料等を含まない。）</p> <p>一般建設業の許可は、上記特定建設業の以外のものが対象となる。</p> <p>同一の建設業について、特定建設業者と一般建設業者との間においては、その営業の範囲について特別の差異はない。ただ、一般建設業者は、発注者から直接請け負った一件の建設工事につき、税込み3,000万円（建築工事業にあっては税込み4,500万円）以上の下請契約を締結して工事を施工することができないのに対し、特定建設業者はこの制限が解除されていることが異なる点である。</p> <p>したがって、発注者から直接請け負う一件の工事の請負金額については、一般建設業者であっても、特定建設業者であっても等しく制限はなく、一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する限り、あるいは税込み4,500万円未滿の工事を下請施工させる限り、請負金額に制限はない。</p>	<p>下請負人の保護を徹底するため、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が、税込み4,000万円（建築工事業にあっては税込み6,000万円）以上の工事を下請負人に施工させて営業する建設業者を特定建設業の許可の対象とし、下請負人保護の特別の義務を課したものである。（下請代金の額税込み4,000万円（建築工事業にあっては税込み6,000万円）には、元請負人が提供する材料等の額は含まない。）</p> <p>一般建設業の許可は、上記特定建設業の以外のものが対象となる。</p> <p>同一の建設業について、特定建設業者と一般建設業者との間においては、その営業の範囲について特別の差異はない。ただ、一般建設業者は、発注者から直接請け負った一件の建設工事につき、税込み4,000万円（建築工事業にあっては税込み6,000万円）以上の下請契約を締結して工事を施工することができないのに対し、特定建設業者はこの制限が解除されていることが異なる点である。</p> <p>したがって、発注者から直接請け負う一件の工事の請負金額については、一般建設業者であっても、特定建設業者であっても等しく制限はなく、一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する限り、あるいは税込み4,000万円（建築工事業にあっては税込み6,000万円）未滿の工事を下請施工させる限り、請負金額に制限はない。</p>
222	建設業許可証明願	<p>（建設業種一覧表）</p> <p>13 ほ装工事業（ほ）</p>	<p>（建設業種一覧表）</p> <p>13 舗装工事業（舗）</p> <p>（追加）29 解体工事業（解）</p>

223	建設業許可証明書	(建設業種一覧表) 13 ほ装工事業 (ほ)	(建設業種一覧表) 13 舗装工事業 (舗) (追加) 29 解体工事業 (解)
236	23 申請者チェックリスト	業種 (上下段とも) ……水 消 清	業種 (上下段とも) ……水 消 清 法人番号確認資料欄を末尾に追加 (平成 28 年 11 月以降の様式を参考にしてください)
243	2 届出書様式及び記載要領 (2) 届出書に添付するその他の届出 様式	様式第 20 号 営業の沿革 ○ 規則第 4 条第 1 項第 13 号 ○ 規則第 4 条第 1 項第 16 号	様式第 20 号 営業の沿革 ○ 規則第 4 条第 1 項第 13 号 様式第 20 号の 3 健康保険等の加入状況 ○ 規則第 4 条第 1 項第 17 号 ○ 規則第 4 条第 1 項第 16 号
247	●市町村コード及び管轄土木事務所	22461 周知郡森町 袋井土木事務所	22461 周知郡森町 袋井土木事務所
249	記載上の注意 7 「建設工事の種類」の欄	ほ装工事業 (ほ)	舗装工事業 (舗) (追加) 29 解体工事業 (解)
251	記載上の注意 6 「廃止した建設業」の欄	ほ装工事業 (ほ)	舗装工事業 (舗) (追加) 29 解体工事業 (解)
254	P 毎事業年度 (決算期を超過したとき)	(⑧の下に追加)	⑨健康保険等の加入状況 (様式第 20 号の 3) ※変更があった場合 ○
255	②決算終了後変更届	(1) 届出書類 (閲覧対象)	様式第 20 号の 3 を追加
258	様式第 2 2 号の 2 (第一面)	項番 3 6 許可番号	項番 3 5 許可番号 項番 3 6 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)
259	② 別紙一	「経営業務の管理責任者」の列	(削除)
262	様式第 2 2 号の 2 (第一面)	項番 3 6 許可番号	項番 3 5 許可番号 項番 3 6 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)
263	様式第 2 2 号の 2 (第一面)	項番 3 6 許可番号	項番 3 5 許可番号 項番 3 6 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)

265	様式第8号(第三条関係)	項番64 「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」	項番64に「解」の欄を追加及びカラム15番「ほ」を「舗」に修正
266	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号
268	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号	項番36 法人番号(追加:新様式を参照願います)
269	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号
270	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号	項番36 法人番号(追加:新様式を参照願います)
271	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号
271	様式第22号の2(第二面)	項番83 営業しようとする建設業 及び項番88 営業しようとする建設業	項番36 法人番号(追加:新様式を参照願います)
272	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号
272	様式第22号の2(第二面)	項番83 営業しようとする建設業 及び項番88 営業しようとする建設業	項番36 法人番号(追加:新様式を参照願います)
273	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号
273	様式第22号の2(第二面)	項番83 営業しようとする建設業 及び項番88 営業しようとする建設業	項番36 法人番号(追加:新様式を参照願います)
274	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号
274	様式第22号の2(第二面)	項番83 営業しようとする建設業 及び項番88 営業しようとする建設業	項番36 法人番号(追加:新様式を参照願います)

275	様式第22号の2 (第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号
277	様式第22号の2 (第一面)	項番36 許可番号	項番36 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)
278	② 別紙1	経営業務の管理責任者の列	(削除)
278	様式第12号	現住所	住所
278	様式第12号	取締役 (常勤・非常勤)	(削除)
279	様式第22号の2 (第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号
280	様式第22号の2 (第一面)	項番36 許可番号	項番36 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)
281	様式第11号の2	項番74 「今後担当できる建設工事の種類 (建設業法第15条第2項口又はハ関係)」 及び「既提出の一覧表における建設工事の種類」	項番35 許可番号 項番36 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)
283	●事業年度終了用の変更届出書作成イメージ	⑧定款の写し	⑧定款の写し ⑨健康保険等の加入状況 (様式第20号の3) (変更があった場合)
286	様式第22号の2 (第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号 項番36 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)
287	様式第22号の2 (第一面)	項番36 許可番号	項番35 許可番号 項番36 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)
287	様式第22号の4	項番56 廃止した建設業 項番57 届出時に許可を受けている建設業	項番83に「解」のカラムを追加 項番88に「解」のカラムを追加並びにカラム15番「ほ」を「舗」に修正
287	様式第22号の4	項番56 廃止した建設業 項番57 届出時に許可を受けている建設業	項番83に「解」のカラムを追加 項番88に「解」のカラムを追加並びにカラム15番「ほ」を「舗」に修正

293	別とじ用表紙、3「書類名」	書類名 No11 登記事項証明書 No12 納税証明書	書類名 (該当する変更事項に○を付けてください。) No11 様式第 22 号の 3 届出書 を挿入 No12 様式第 22 号の 4 廃業届 を挿入 No13 登記事項証明 へ移動 No14 納税証明書 へ移動
295	建設業 許可届出者用チェックリスト 決算期 変更があった場合	(追加)	健康保険等の加入状況 (様式第 20 号の 3) 法人番号確認資料欄を末尾に追加 (平成 28 年 11 月以降の様式を参考にしてください)
296	参照※ 2	(文書の前に追加)	営業停止処分の根拠 第 28 条 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 許可取消処分の根拠 第 29 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。 六 前条第一項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

Chapter 4 「建設業関係法規」については、静岡県建設業課ホームページ「建設業のひろば」で改正等を確認願います。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事	平成 年 月 日
申請の区分	3	許可(一般-) 第 号	許可の有効 期間の調整 (1. する) (2. しない)
申請年月日	3	平成 年 月 日	

許可を受けようとする建設業 (1. 一般) (2. 特定)

申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名 支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号

ファックス番号

法人又は個人の別 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

兼業の有無 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

経営業務の管理責任者の氏名

許可換えの区分 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

大臣
知事

旧許可番号

国土交通大臣
知事

許可(一般-) 第 号

旧許可年月日

平成 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄																												
区	分	項番	3																									
		8	1	1																								
				大臣 知事																								
許可番号	項番	3																										
	8	2																										
				国土交通大臣 知事																								
				許可（一般- <input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> ）																								
				第	5										10	号	平成			11		年	13		月	15		日

（主たる営業所）

主たる営業所の名称		フリガナ																																	
営業しようとする建設業		8	3	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般) 2. 特定)	
変更前		3		5		10		15		20		25		30																					

（従たる営業所）

従たる営業所の名称		フリガナ																																	
従たる営業所の所在地市区町村		8	4	3		5		10		15		20		23		25		30		35		40													
従たる営業所の所在地		8	6	3		5		10		15		20		23		25		30		35		40													
郵便番号		8	7	3		5		6		10		15		20		電話番号																			
営業しようとする建設業		8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般) 2. 特定)	
変更前		3		5		10		15		20		25		30																					

（従たる営業所）

従たる営業所の名称		フリガナ																																	
従たる営業所の所在地市区町村		8	4	3		5		10		15		20		23		25		30		35		40													
従たる営業所の所在地		8	6	3		5		10		15		20		23		25		30		35		40													
郵便番号		8	7	3		5		6		10		15		20		電話番号																			
営業しようとする建設業		8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般) 2. 特定)	
変更前		3		5		10		15		20		25		30																					

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____ 印

区 分 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可番号 国土交通大臣 許可 (一般) 第 号 許可年月日 平成 年 月 日

記

		(フリガナ)										元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕					
氏名	項番	フリガナ											生年月日				
	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/>		<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>											<input type="text" value="15"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="18"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="20"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	日
今後担当する建設工事の種類	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/>		<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>														
現在担当している建設工事の種類			<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>														
有資格区分	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/>		<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/>	<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="11"/> <input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="17"/>													
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日										営業所の名称 (旧所属)						
専任技術者の住所											営業所の名称 (新所属)						

		(フリガナ)										元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕					
氏名	項番	フリガナ											生年月日				
	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/>		<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>											<input type="text" value="15"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="18"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="20"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	日
今後担当する建設工事の種類	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/>		<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>														
現在担当している建設工事の種類			<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>														
有資格区分	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/>		<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/>	<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="11"/> <input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="17"/>													
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日										営業所の名称 (旧所属)						
専任技術者の住所											営業所の名称 (新所属)						

		(フリガナ)										元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕					
氏名	項番	フリガナ											生年月日				
	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/>		<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>											<input type="text" value="15"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="18"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="20"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	日
今後担当する建設工事の種類	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/>		<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>														
現在担当している建設工事の種類			<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/>														
有資格区分	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/>		<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/>	<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="11"/> <input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="17"/>													
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日										営業所の名称 (旧所属)						
専任技術者の住所											営業所の名称 (新所属)						

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 代理人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名	生 年 月 日	年 月 日生	
役	名 等			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
		平成 年 月 日	氏 名	印

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 代理人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所				
氏	名		生 年 月 日		年 月 日生
営 業 所	名				
職	名				
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。					
		平成	年	月	日
				氏 名	印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____ 印

許可番号 国土交通大臣許可（般特 ）第 号 平成 年 月 日

許可年月日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数 (人)	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	(人)					

変 更 届 出 書

平成 年 月 日

許 可 年 月 平成 年 月 日

許 可 番 号 静岡県知事許可 [般 特] 第 号

法 人 番 号

静 岡 県 知 事 様

届 出 者 印

電 話 < > ()

郵 便 番 号 (-)

事業年度（第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

1 必ず届け出を要する事項

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 財務諸表（法人）、貸借対照表及び損益計算書（個人）
- (4) 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ） (5) 事業税納税証明書

2 変更のあった場合のみ届出を要する事項

- (1) 使用人数 (2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (3) 定款
- (4) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (5) 健康保険等の加入状況

記載要領

届出事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

別とじ用表紙

会社名又は個人名	
許可番号	静岡県知事許可 一般特 第 号
受付年月日	平成 年 月 日

1 申請区分（申請の場合、該当する区分に○を付してください。）

1 新規	2 許可換え新規	3 般特新規
4 業種追加	5 更新	6 般特新規＋業種追加
7 般特新規＋更新	8 業種追加＋更新	9 般特新規＋業種追加＋更新

2 変更事項（変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。）

1 経營業務の管理責任者（変更・追加・削除）	2 専任技術者（変更・追加・削除）
3 欠格要件に該当したとき	4 令第3条に規定する使用人（新任・退任）
5 商号又は名称	6 営業所の名称・所在地
7 営業所の新設	8 営業所の廃止
9 営業所の業種追加	10 営業所の業種廃止
11 資本金額	12 役員等の変更（新任・代表者の変更・氏名の変更・退任）
13 個人事業主又は支配人の氏名（改姓等）	14 支配人（令第3条に規定する使用人）（新任・退任）
15 国家資格者等・監理技術者（変更・追加・削除）	16 毎事業年度を経過したとき
17 営業所の電話番号及びFAX番号	

3 書類名

No	様式番号	書類名
1	様式第7号※	経營業務の管理責任者証明書
2	様式第7号別紙	経營業務の管理責任者の略歴書
3	様式第8号※	専任技術者証明書（新規・変更）
4		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証
5	様式第9号	実務経験証明書
6	様式第10号	指導監督的実務経験証明書
7	様式第11号の2※	国家資格者等・監理技術者一覧表
8	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
9	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
10	様式第14号	株主（出資者）調書
11	様式第22号の3※	届出書
12	様式第22号の4※	廃業届
13		登記事項証明書
14		納税証明書

注 様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。

建設業許可 申請者用チェックリスト

申請日	年	月	日	受付番号
-----	---	---	---	------

--	--	--	--	--

商号		市町		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	兼業	
----	--	----	--	--	----	--

連絡先	申請者 TEL	担当者（行政書士） TEL
-----	---------	---------------

申請区分	①新規（純新規・事業継承・法人成） ②許可換新規 ③般特新規 ④業種追加 ⑤更新 ⑥般特+業追 ⑦般特+更新 ⑧業追+更新 ⑨般特+業追+更新
------	---

業種	<input type="checkbox"/> 般 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板力塗防内機絶通園井具水消清解 <input type="checkbox"/> 特 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板力塗防内機絶通園井具水消清解 (赤字斜体：指定建設業)
----	---

適用		確認書類		し	
経営業務の管理責任者	該当者の常勤性	重複の確認 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り →届出（削除の届出／廃業の届出）の写し			
		住民票（県内に住所登録があるときは不要）の提示			
		健康保険被保険者証の写し			
		国民健康保険被保険者証	+	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等	
				雇用保険被保険者資格取得等確認通知書／事業所別被保険者台帳の写し 住民税特別徴収税額決定通知書／普通徴収から特別徴収への切替届出書の写し 源泉徴収簿／賃金台帳の写し	
	遠隔地の場合	通勤定期券／運転免許証、通勤経路図の写し			
	出向社員の場合	出向協定書／出向辞令／給与負担に係る覚書等の写し			
	経験期間の地位	5年当該業種経験	役員経験	履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書	
		7年当該業種以外経験	自営の経験	所得証明書（確定申告書の写し）	
		7年当該業種補佐経験（個人）	事業継承	戸籍謄本／除籍謄本	
				前事業主最終貸借対照表・損益計算書、現事業主開始貸借対照表 税務上の開業届・廃業届・建設業法上の廃業届の写し	
		7年当該業種補佐経験（法人）	経営業務の補佐した経験の確認書 + 確認書記載の提出書類		
	5年当該業種執行役員経験	執行役員等としての経験の確認書 + 確認書記載の提出書類			
	経験期間の常勤性	厚生年金加入期間証明書の写し			
		厚生年金被保険者記録照会回答票の写し			
法人税確定申告書別表一、役員報酬手当及び人件費等の内訳書の写し					
経験業種・請負実績	契約書（原本提示）				
	注文書・請書（原本提示）				
	請求書・入金確認書類（原本提示）				
	許可申請書（様式第1号、別紙一、様式第7号、別紙、様式第12号、様式第20号）（原本提示）				
期間計算	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日		
	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日		
	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日		
	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日		
	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日	業種（ ） 年 月 日		
	合計年数 年 ヶ月	合計年数 年 ヶ月	合計年数 年 ヶ月		

専任技術者	該当者の専任性	重複の確認 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り →届出（削除の届出／廃業の届出）			
		住民票（県内に住所登録があるときは不要）の提示			
		健康保険被保険者証の写し			
		国民健康保険被保険者証	+	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等	
				雇用保険被保険者資格取得等確認通知書／事業所別被保険者台帳の写し 住民税特別徴収税額決定通知書／普通徴収から特別徴収への切替届出書の写し 源泉徴収簿／賃金台帳の写し	
	遠隔地の場合	通勤定期券／運転免許証、通勤経路図の写し			
	出向社員の場合	出向協定書／出向辞令／給与負担に係る覚書等の写し			
	卒業・資格等	a.指定学科+実務経験	卒業証明書（原本提示）		
		c.国家資格等	合格証（原本提示）／免許証（原本提示）／監理技術者資格者証（原本証明）		
	実務経験の実績	契約書（原本提示）			
		注文書+請書（原本提示）			
		請求書+入金確認書類（原本提示）			
	指導監督の実務経験の実績	契約書（原本提示）			
	実務経験期間の在籍 指導監督の実務経験期間の在籍	健康保険被保険者証の写し			
		厚生年金加入期間証明書の写し			
厚生年金被保険者記録照会回答票の写し					
法人税確定申告書別表一、役員報酬手当及び人件費等の内訳書の写し					
事業所別被保険者台帳／雇用保険被保険者離職票-1の写し					
所得証明書					
所得税確定申告書第一表・第二表・決算書の写し					
住民税特別徴収税額決定通知書の写し					
源泉徴収簿の写し					

基財産 等的	財産的基礎	決算書・税務申告書の提示	
	金銭的信用	融資証明書 残高証明書	

営業所の実態	案内図		案内図	
	使用権限	写真	写真（外観、入口、内部、許可標識）	
		他業者と同一建物	写真（入口から執務室までの動線）、間取り図	
		自己所有	建物の登記事項証明書の写し	
			建物の登記識別情報通知／登記済証 の写し	
固定資産税課税台帳／固定資産評価証明書／課税証明書 の写し				
自己所有でない	固定資産税・都市計画税納税通知書 の写し			
	建物の売買契約書 の写し			
令第3条使用人	常勤性	賃貸借契約書（十直近3ヶ月の賃貸料支払確認書類） の写し		
		使用承諾書／使用貸借契約書、建物の登記事項証明書 の写し		
		住民票（原内に住所登録があるときは不要）の提示		
	遠隔地の場合	健康保険被保険者証の写し		
出向社員の場合		国民健康保険被保険者証	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等	
	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書／事業所別被保険者台帳 の写し			
			住民税特別徴収税額決定通知書／普通徴収から特別徴収への切替届出書 の写し	
			源泉徴収簿／賃金台帳 の写し	
健康保険等の加入状況	社会保険	協会けんぽ	保険料納入告知額・領収額通知書（口座振替）／納入告知書 納付書・領収証書（窓口納付） の写し	
			社会保険料納入（申請）証明書／社会保険料納入確認書 の写し	
		組合健保	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 の写し	
	建設国保	保険料領収証書（組合・年金事務所） の写し		
		保険料領収書＋健康保険被保険者適用除外承認書 の写し		
		保険料領収証書＋建設国保加入証明書 の写し		
	雇用保険	申告納付の場合	保険料領収証書（国保組合）＋保険料領収書（年金事務所） の写し	
			労働保険概算・確定保険料申告書＋領収済通知書 の写し	
		口座振替の場合	労働保険概算・確定保険料申告書＋保険料振替納付のお知らせはがき の写し	
		労働保険事務組合	労働保険料等納入通知書＋労働保険料等領収書 の写し	
その他	労働保険料納付証明書＋雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 の写し			
・国家 監理資格 技術者等	一般	国家資格等	合格証（原本提示）／免許証（原本提示）／監理技術者資格者証（原本証明）	
		国家資格等	合格証（原本提示）／免許証（原本提示）／監理技術者資格者証（原本証明）	
	特定	卒業・資格等	卒業証明書（原本提示）	
		実務経験の実績	契約書（原本提示）	
			注文書＋請書（原本提示）	
			請求書＋入金確認書類（原本提示）	
指導監督的実務経験の実績	契約書（原本提示）			
欠格要件	登記されていないことの証明書			
	身分証明書			
	役員等氏名一覧表			
	役員等の犯歴の確認			
その他	印鑑証明書の写し			
	法人番号確認書類（法人番号指定通知書または国税庁ホームページ該当部分 の写し）※法人に限る			

建設業許可 届出者用チェックリスト(1)

届出日 年 月 日

商号	土木事務所	土木事務所	許可番号	静岡県知事許可第	号
連絡先	申請者 TEL	担当者(行政書士)	氏名	TEL	

事実の発生したときから14日以内
 事実の発生したときから30日以内
 毎事業年度終了後4ヶ月以内
 電話・FAX: 速やかに 廃業: 廃業日から30日以内

※様式第22号の2を提出する法人に限る 法人番号確認書類(法人番号指定通知書または国税庁ホームページ該当部分)の写し

適用		申請書類又は確認書類			レ
経営業務の管理責任者	様式	変更・追加の場合	変更届出書(様式第22号の2)	役員等の一覧表(別紙一)	
		削除の場合	変更届出書(様式第22号の2)	経営業務の管理責任者の略歴書(別紙)	
		該当者の常勤性	重複の確認 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り →届出(削除の届出/廃業の届出) 住民票(県内に住所登録があるときは不要) 健康保険被保険者証	国民健康保険被保険者証 + 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳 住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書 源泉徴収簿/賞金台帳	
		氏名			
		遠隔地の場合	通勤定期券/運転免許証、通勤経路図		
		出向社員の場合	出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等		
		経歴期間の地位	5年当該業種経験	履歴事項全部証明書	
			7年当該業種以外経験	自営の経歴 所得証明書(確定申告書)	
			7年当該業種補佐経験(個人)	事業継承 戸籍謄本/除籍謄本 前事業主最終貸借対照表・損益計算書、現事業主開始貸借対照表 税務上の開業届・廃業届・建設業法上の廃業届	
			7年当該業種補佐経験(法人) 5年当該業種執行役員経験	経営業務の補佐した経験の確認書 + 確認書記載の提出書類 執行役員等としての経験の確認書 + 確認書記載の提出書類	
		経験期間の常勤性	厚生年金加入期間証明書 厚生年金被保険者記録照会回答票 法人税確定申告書別表一、役員報酬手当及び人件費等の内訳書		
		経験業種・請負実績	契約書(原本提示) 注文書・請書(原本提示) 請求書・入金確認書類(原本提示) 許可申請書(様式第1号、別紙一、様式第7号、別紙、様式第12号、様式第20号)(原本提示)		
		期間計算	業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 業種() 年 月 日 合計年数 年 ヶ月 合計年数 年 ヶ月 合計年数 年 ヶ月		
		改姓・改名の場合	戸籍謄本/住民票の写し		
		その他	印鑑証明書の写し		

専任技術者	様式	変更・追加の場合	変更届出書(様式第22号の2)	専任技術者一覧表(別紙四)	
		削除の場合	変更届出書(様式第22号の2)	届出書(様式第22号の3) ※一部廃業 専任技術者一覧表(別紙四) 専任技術者証明書(様式第8号) ※交替	
		該当者の専任性	重複の確認 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り →届出(削除の届出/廃業の届出) 住民票(県内に住所登録があるときは不要) 健康保険被保険者証	国民健康保険被保険者証 + 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳 住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書 源泉徴収簿/賞金台帳	
		氏名			
		遠隔地の場合	通勤定期券/運転免許証、通勤経路図		
		出向社員の場合	出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等		
		卒業・資格等	a.指定学科+実務経験 c.国家資格等	卒業証明書 合格証(原本提示)/免許証(原本提示)/監理技術者資格者証(原本証明) 契約書(原本提示)	
			実務経験の実績	注文書+請書(原本提示) 請求書+入金確認書類(原本提示)	
			指導監督の実務経験の実績	契約書(原本提示)	
			実務経験期間の在籍 指導監督の実務経験期間の在籍	健康保険被保険者証 厚生年金加入期間証明書 厚生年金被保険者記録照会回答票 法人税確定申告書別表一、役員報酬手当及び人件費等の内訳書 事業所別被保険者台帳/雇用保険被保険者離職票-1 所得証明書 所得税確定申告書第一表・第二表・決算書 住民税特別徴収税額決定通知書 源泉徴収簿	
		改姓・改名の場合	戸籍謄本/住民票の写し		

欠格要件 様式 届出書(様式第22号の3)

令第3条 使用人(支店長等)	様式	変更届出書(様式第22号の2)	誓約書(様式第6号)	
		常勤性	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ※新任者 住民票(県内に住所登録があるときは不要) 健康保険被保険者証	
		遠隔地の場合	通勤定期券/運転免許証、通勤経路図	
		出向社員の場合	出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等	
		欠格要件	登記されていないこと証明書 ※新任者 身分証明書 ※新任者	
		改姓・改名の場合	戸籍謄本/住民票の写し	
		その他	印鑑証明書の写し	

商号又は名称 様式 変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書 ※法人
営業の沿革(様式第20号)

資本金 様式 変更届出書(様式第22号の2) 株主(出資者)調査(様式第14号)
登記事項証明書 営業の沿革(様式第20号)

建設業許可 届出者用チェックリスト (2)

届出日	年	月	日
-----	---	---	---

商号	土木事務所	土木事務所	許可番号	静岡県知事許可第	号
連絡先	申請者 TEL	担当者 (行政書士)	氏名	TEL	

事実の発生したときから14日以内
 事実の発生したときから30日以内
 毎事業年度終了後4ヶ月以内
 電話・FAX：速やかに 廃業：廃業日から30日以内

※様式第22号の2を提出する法人に限る 法人番号確認書類(法人番号指定通知書または国税庁ホームページ該当部分)の写し

営業所	様式	名称・所在地	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>	主たる営業所への略図	<input type="checkbox"/>
		新設	登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	営業の沿革(様式第20号)	<input type="checkbox"/>
		廃止	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		業種追加	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		業種廃止	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	使用権限	案内図	案内図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		写真	写真(外観、入口、内部、許可標識)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		自己所有	建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			建物の登記識別情報通知/登記済証	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			固定資産税課税台帳/固定資産評価証明書/課税証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
自己所有でない	建物の売買契約書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
		賃貸借契約書(十直近3ヶ月の賃借料支払確認書類)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		使用承諾書/使用賃貸契約書、建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

役員等	様式	新任	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>	役員等の一覧表(別紙一)	<input type="checkbox"/>
		代表者の変更・氏名の変更	誓約書(様式第6号)	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
			許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	退任	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>	役員等の一覧表(別紙一)	<input type="checkbox"/>	
			登記事項証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
欠格要件		登記されていないことの証明書 ※新任役員の場合に添付、株主等は不要	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
その他		身分証明書 ※新任役員の場合に添付、株主等は不要	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		印鑑証明書の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

事業主支配人の氏名	様式	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>	役員等の一覧表(別紙一)	<input type="checkbox"/>
	改姓・改名の場合	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ※支配人	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		登記事項証明書 ※支配人	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		戸籍謄本/住民票の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

令第3条使用人(支配人)	様式	新任	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>	誓約書(様式第6号)	<input type="checkbox"/>
		退任	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	常勤性		建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			登記事項証明書(支配人登記)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(支配人登記)	<input type="checkbox"/>
			建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			住民票(県内に住所登録があるときは不要)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			国民健康保険被保険者証 + 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		源泉徴収簿/賃金台帳	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		遠隔地の場合	通勤定期券/運転免許証、通勤経路図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		出向社員の場合	出向協定書/出向辞書/給与負担に係る見積書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		欠格要件	登記されていないことの証明書 ※新任者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		改姓・改名の場合	身分証明書 ※新任者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		その他	戸籍謄本/住民票の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			印鑑証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

・国 監 理 資 格 技 術 者 等	一般	様式	国家資格者等・監理技術者等一覧表(様式第11号の2)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		国家資格等	合格証(原本提示) / 免許証(原本提示) / 監理技術者資格者証(原本証明)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	特定	国家資格等	合格証(原本提示) / 免許証(原本提示) / 監理技術者資格者証(原本証明)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		卒業・資格等	卒業証明書(原本提示)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		実務経験の実績	契約書(原本提示)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		注文書十請書(原本提示)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		請求書十入金確認書類(原本提示)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		指導監督の実務経験の実績	契約書(原本提示)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

健康 保 険 等 の 加 入 状 況	社会 保 険	様式	健康保険等の加入状況(様式第20号の3)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		協会けんぽ	保険料納入告知額・領収済額通知書(口座振替)/納入告知書 納付書・領収証書(窓口納付) の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		組合健保	社会保険料納入(申請)証明書/社会保険料納入確認書の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	雇 用 保 険	建設国保	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		建設国保	保険料領収証書(組合・年金事務所) の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		建設国保	保険料領収証書+健康保険被保険者適用除外承認書の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		保険料領収証書+建設国保加入証明書 の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		保険料領収証書(国保組合)+保険料領収書(年金事務所) の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		申告納付の場合	労働保険概算・確定保険料申告書十領収済額通知書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		口座振替の場合	労働保険概算・確定保険料申告書+保険料振替納付のお知らせはがき の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		労働保険事務組合	労働保険料等納入通知書+労働保険料等領収書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		その他	労働保険料納付証明書+雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

決 算 期	様式	変更届出書(事業年度終了用)	<input type="checkbox"/>	工事経歴書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>
		直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	<input type="checkbox"/>	納税証明書	<input type="checkbox"/>
		貸借対照表(様式第15号)	<input type="checkbox"/>	損益計算書(様式第16号)	<input type="checkbox"/>
		完成工事原価報告書	<input type="checkbox"/>	株主資本等変動計算書(様式第17号)	<input type="checkbox"/>
		注記表(様式第17号の2)	<input type="checkbox"/>	附属明細表(様式第17号の3)	<input type="checkbox"/>
	変更があった場合	事業報告書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		貸借対照表(様式第18号)	<input type="checkbox"/>	損益計算書(様式第19号)	<input type="checkbox"/>
		使用人数(様式第4号)	<input type="checkbox"/>	現行定款の写し	<input type="checkbox"/>
		建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		健康保険等の加入状況(様式第20号の3)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

電話・FAX	様式	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
--------	----	-----------------	--------------------------	--	--------------------------

廃 業	様式	一部の業種の廃業	変更届出書(様式第22号の2)	<input type="checkbox"/>	廃業届(様式第22号の4)	<input type="checkbox"/>
		全部の業種の廃業	廃業届(様式第22号の4)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	提 出 者	個人の死亡	届出者の印鑑証明書・戸籍謄本	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		合併による消滅	役員個人の印鑑証明書・登記事項証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		破産手続開始決定	破産管財人及び印鑑証明書/破産管財人資格証明書・破産管財人の印鑑証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		合併・破産以外の解散	登記事項証明書・清算人の印鑑証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		建設業の廃止	届出者の印鑑証明書(代表者・当該個人本人が届出る場合は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

平成28年6月1日以降の技術者資格コード表

根拠法令	コード	資格区分	実務経験 必要年数	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法	11	一級建設機械施工技士		◎				◎								◎																		
	1A	一級建設機械施工技士（解体工事業みなし技術者）		◎				◎								◎																	▲	
	12	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）		◎				◎								◎																		
	1B	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）（解体工事業みなし技術者）		◎				◎								◎																	△	
	13	一級土木施工管理技士（平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎	◎						◎	◎	◎					◎								◎			◎	
	1C	一級土木施工管理技士（平成27年度までの資格合格者）		◎				◎	◎						◎	◎	◎					◎								◎			★	
	14	二級土木施工管理技士（土木）（平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎	◎						◎	◎	◎													◎			◎	
	1D	二級土木施工管理技士（土木）（平成27年度までの資格取得者）		◎				◎	◎						◎	◎	◎													◎			☆	
	15	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）																					◎											
	16	二級土木施工管理技士（薬液注入）							◎																									
	1E	二級土木施工管理技士（薬液注入）（解体工事業みなし技術者）							◎																									△
	20	一級建築施工管理技士（平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					◎				◎	
	2A	一級建築施工管理技士（平成27年度までの資格取得者）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					◎				★	
	21	二級建築施工管理技士（建築）（平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）			◎																													◎
	22	二級建築施工管理技士（躯体）（平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）				◎			◎						◎	◎	◎																	◎
	2B	二級建築施工管理技士（躯体）（平成27年度までの資格取得者）				◎			◎						◎	◎	◎																	△
	23	二級建築施工管理技士（仕上げ）				◎	◎			◎	◎				◎					◎	◎	◎	◎	◎						◎				
	27	一級電気工事施工管理技士										◎																						
	28	二級電気工事施工管理技士										◎																						
	29	一級管工事施工管理技士											◎																					
30	二級管工事施工管理技士											◎																						
33	一級造園施工管理技士																										◎							
34	二級造園施工管理技士																										◎							
建築士法	37	一級建築士			◎	◎				◎				◎	◎								◎											
	38	二級建築士			◎	◎				◎				◎										◎										
	39	木造建築士				◎																												
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎			◎					◎	◎									◎							◎	
	4A	建設・総合技術監理（建設）（実務経験1年未満及び登録解体工事講習未受講者等）		◎				◎			◎					◎	◎									◎							★	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎			◎				◎	◎										◎							◎	
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（実務経験1年未満及び登録解体工事講習未受講者等）		◎				◎			◎				◎	◎										◎							★	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		◎				◎																										
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（解体工事業みなし技術者）		◎				◎																										▲
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									◎																◎							
	45	機械・総合技術監理（機械）																																
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											◎													◎								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）											◎																					
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											◎																◎					◎
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		◎					◎																									
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（解体工事業みなし技術者）		◎					◎																									▲
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																										◎						
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		◎					◎																			◎							
5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（解体工事業みなし技術者）		◎					◎																			◎						▲	
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																																	
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																																	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																																	
①	55	第一種電気工事士									◎																							
	56	第二種電気工事士									◎																							
	58	電気主任技術者（第1種～第3種）									◎																							
②	59	電気通信主任技術者																								◎								
	65	給水装置工事主任技術者										◎																						
③	68	甲種消防設備士																																◎
	69	乙種消防設備士																																◎

記号の説明
◎: 監理技術者資格
○: 主任技術者資格
★: 平成33年3月31日までは監理者資格を有するとみなす(実務経験1年又は登録解体工事講習者は◎に移行可能)
☆: 平成33年3月31日までは主任技術者資格を有するとみなす(実務経験1年又は登録解体工事講習受講者は○に移行可能)
▲: 平成33年3月31日までは監理技術者資格を有するとみなす(◎には移行不可能)
△: 平成33年3月31日までは主任技術者資格を有するとみなす(○には移行不可能)

平成28年6月1日以降の技術者資格コード表

根拠法令	コード	資格区分	実務経験 必要年数	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
職業能力開発促進法	92	畳製作・畳工（1級）																					○												
	92	畳製作・畳工（2級）	【3年】																				○												
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																					○												
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	【3年】																				○												
	94	熱絶縁施工（1級）																							○										
	94	熱絶縁施工（2級）	【3年】																						○										
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																															○		
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	【3年】																														○		
	96	造園（1級）																									○								
	96	造園（2級）	【3年】																								○								
	97	防水施工（1級）																					○												
	97	防水施工（2級）	【3年】																				○												
	98	さく井（1級）																															○		
	98	さく井（2級）	【3年】																														○		
その他	61	地すべり防止工事	【1年】						○																										
	6A	地すべり防止工事（解体工事業みなし技術者）	【1年】						○																									△	
	40	基礎ぐい工事							○																										
	62	建築設備士	【1年】								○	○																							
	63	計装	【1年】								○	○																							
	60	解体工事																																○	
	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当		該当する業種（平成28年5月31日に以前に「とび・土工事業」で主任技術者資格（監理技術者資格）を得ているものは、「解体工事業」について△（監理技術者資格に対しては▲）																															
	9A	（事務管理用）																																	
	01	法第7条第2号イ該当																																	
	0A	（事務管理用）																																	
02	法第7条第2号ロ該当																																		
0B	（事務管理用）																																		
03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）																																		
04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）																																		

根拠法令 ①電気工事士法・電気事業法
 ②電気通信事業法
 ③水道法
 ④消防法

記号の説明

- ◎: 監理技術者資格
- : 主任技術者資格
- ★: 平成33年3月31日までは監理者資格を有するとみなす（実務経験1年又は登録解体工事講習者は◎に移行可能）
- ☆: 平成33年3月31日までは主任技術者資格を有するとみなす（実務経験1年又は登録解体工事講習受講者は○に移行可能）
- ▲: 平成33年3月31日までは監理技術者資格を有するとみなす（◎には移行不可能）
- △: 平成33年3月31日までは主任技術者資格を有するとみなす（○には移行不可能）